職　種	経験年数	初　任　給
労務職員（甲）	11年以上20年未満	１級37号俸から１級57号俸まで
	20年以上	１級61号俸から１級65号俸まで
労務職員（乙）	８年以上14年未満	１級17号俸から１級29号俸まで
	14年以上	１級33号俸から１級41号俸まで

注　（略）

5　職種欄の「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号俸が「１級１号俸から１級17号俸まで」と定められているものとして取り扱うものとする。ただし、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職　種	経験年数	初　任　給
労務職員（乙）	９年以上18年未満	１級21号俸から１級41号俸まで
	18年以上	１級45号俸から１級53号俸まで

注　（略）

6　第１項第１号の⑵から⑺までに掲げる者のうち、新たに職員となつた者でその職務の級を１級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第12条の規定の適用については、１級１号俸から１級13号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができる。

７・８　（略）

ハ～ト　（略）

チ　海事職俸給表㈡初任給基準表

職　種	学歴免許等	初　任　給
大型船舶の船員 中型船舶の船員	高　校　卒	１級５号俸
小型船舶の船員	高　校　卒	１級１号俸

備考　（略）

リ～ヨ　（略）

職　種	経験年数	初　任　給
労務職員（甲）	11年以上20年未満	１級53号俸から１級73号俸まで
	20年以上	１級77号俸から１級81号俸まで
労務職員（乙）	８年以上14年未満	１級33号俸から１級45号俸まで
	14年以上	１級49号俸から１級57号俸まで

注　（略）

5　職種欄の「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号俸が「１級１号俸から１級33号俸まで」と定められているものとして取り扱うものとする。ただし、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職　種	経験年数	初　任　給
労務職員（乙）	９年以上18年未満	１級37号俸から１級57号俸まで
	18年以上	１級61号俸から１級69号俸まで

注　（略）

6　第１項第１号の⑵から⑺までに掲げる者のうち、新たに職員となつた者でその職務の級を１級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第12条の規定の適用については、１級17号俸から１級29号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができる。

７・８　（略）

ハ～ト　（略）

チ　海事職俸給表㈡初任給基準表

職　種	学歴免許等	初　任　給
大型船舶の船員 中型船舶の船員	高　校　卒	１級17号俸
	中　学　卒	１級５号俸
小型船舶の船員	高　校　卒	１級13号俸
	中　学　卒	１級１号俸

備考　（略）

リ～ヨ　（略）